

名古屋市告示第86号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 8年 3月 5日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表中

「

東茶屋第 二公園	港区東茶屋一丁目	図面港98の区 域	令和 7年 3 月14日
-------------	----------	--------------	-----------------

」

を

「

東茶屋第 二公園	港区東茶屋一丁目	図面港98の区 域	令和 7年 3 月14日
西茶屋緑 地	港区西茶屋二丁目	図面港99の区 域	令和 8年 3 月 5日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課